

事務連絡
令和6年12月23日

各（都道府県）
（市町村）
（特別区） 母子保健主管部（局） 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

1 か月児健康診査マニュアルについて

平素から、母子保健行政の推進に多大なる御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度補正予算にて新たに創設した1か月児健康診査（以下「1か月児健診」という。）に係る支援事業につきまして、「母子保健医療対策総合支援事業（令和5年度補正予算分）の実施について」（令和5年12月28日付こ成母第375号こども家庭庁成育局長通知）により実施要綱を定めるとともに、その実施に必要な健康診査問診票等について、「1か月児及び5歳児健康診査支援事業について」（令和5年12月28日こども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）でお示ししたところ です。

今般、1か月児健診の実施に当たり参考としていただくため、こども家庭科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業「こどもの健やかな成長・発達のためのバイオサイコソーシャルの観点（身体的・精神的・社会的な観点）からの切れ目のない支援の推進のための研究」（研究代表者：永光 信一郎）において、別添のとおり、1か月児健康診査マニュアル（以下「マニュアル」という。）が作成されましたので、お知らせします。マニュアルには、1か月児健診の目的や意義、実施方法、体制に加え、健診で行う診察内容の詳細や、家族の育児に関する不安や問題への指導方法も記載されています。

1か月児健診を実施する市町村（特別区を含む。）においては、内容についてご了知いただき、1か月児健診を実施するための地域の実情に応じた体制整備に遺漏なきよう努めるとともに、関係機関等へ周知いただくようお願いいたします。また、都道府県においては、1か月児健診の実施体制の整備に係る広域的な調整の実施等をよろしくお願ひいたします。

（別添）1か月児健康診査マニュアル